

平成 27 年 3 月 13 日  
国 土 交 通 省

民間競争入札実施事業  
H25-27 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務の実施状況について

## 1. 事業概要

### (1) 委託業務内容

国営讃岐まんのう公園（香川県仲多度郡まんのう町）における運営維持管理業務

- ①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
  - 1) マネジメント
  - 2) 企画運営管理
- ②施設・設備維持管理業務
  - 1) 維持修繕・保守点検
  - 2) 清掃
- ③植物管理業務
- ④収益施設等管理運営業務

### (2) 業務履行期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（3 か年）

### (3) 受託事業者

H25-27 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務まんのう公園マネジメント共同体

代表企業：一般財団法人公園財団

構成企業：香川県造園事業協同組合、株式会社グリーンパークまんのう

### (4) 受託事業者決定の経緯

「H25-27 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（2 者）から提出された企画書について審査した結果、いずれも評価基準を満たしていた。入札価格については、平成 24 年 11 月 6 日に開札した結果、2 者が予定価格の範囲内であったことから、この 2 者について総合評価を行ったところ、上記の者が落札者となった。

## 2. サービスの質の達成状況等（平成 25 年 4 月分～平成 26 年 12 月分）

本業務においては、実施要項により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

## (1) 包括的な質

### 1) 公園利用者数の確保

#### ① 本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数

入園者数を指標として評価する。

##### ア 達成すべき質

- 公園利用者数：年間 411,134 人以上

第1 四半期 135,868 人以上、第2 四半期 109,015 人以上、

第3 四半期 118,309 人以上、第4 四半期 47,942 人以上

##### イ 結果

- 達成状況は、表1のとおりであり、達成すべき質は確保されている。
- 平成26年度は、第1 四半期に達成すべき質を下回ったため、実施要項の規定に基づき、適切に業務を行うよう調査職員は受託事業者に指導を行った。受託事業者は、主な要因として、4月の土日祝、5月のゴールデンウィーク期間中等、行楽シーズンの降雨による天候の影響を挙げた上で、業務改善計画書に、利用サービスの向上として「雨の日来園者へのサービス実施」や秋の行楽シーズンの「コスモスフェスタ」に向けたコスモスの大規模花修景の強化などを計画した。調査職員が内容を承諾した上で、受託事業者が適切に実施した結果、第2～第3 四半期では達成すべき質を確保されており、第3 四半期で年間の達成すべき質は確保されている。

表1 公園利用者数の確保

達成すべき質	平成25年度 ※1)		平成26年度 ※2)	
	利用者数	達成率	利用者数	達成率
年間：411,134人以上	530,134人	129%	428,052人	118%※3)
第1 四半期：135,868人以上	146,035人	107%	126,071人	93%
第2 四半期：109,015人以上	118,660人	109%	132,176人	121%
第3 四半期：118,309人以上	188,647人	159%	169,805人	144%
第4 四半期：47,942人以上	76,792人	160%	—	—

※1) 平成25年度は、平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間

※2) 平成26年度は、平成26年4月1日～平成26年12月31日の期間

※3) 第3 四半期までの達成率

#### ② 年間及び四半期ごとの香川県外からの来園数

##### ア 達成すべき質

- 香川県外から来園した自動車台数

：年間 31,459 台以上

第1 四半期 12,715 台以上、第2 四半期 5,636 台以上

第3 四半期 8,149 台以上、第4 四半期 4,959 台以上

##### イ 結果

- 達成状況は、表2のとおりであり、達成すべき質は確保されている。

表2 香川県外からの来園数の確保

達成すべき質	平成 25 年度 ※1)		平成 26 年度 ※2)	
	自動車台数	達成率	自動車台数	達成率
年間：31,459 台以上	49,152 台	156%	39,693 台	150%※3)
第1 四半期：12,715 台以上	15,899 台	125%	14,050 台	110%
第2 四半期：5,636 台以上	6,825 台	121%	8,181 台	145%
第3 四半期：8,149 台以上	19,287 台	237%	17,462 台	214%
第4 四半期：4,959 台以上	7,141 台	144%	—	—

※1) 平成 25 年度は、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の期間

※2) 平成 26 年度は、平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の期間

※3) 第 3 四半期までの達成率

## 2) 利用者満足度の確保

### ① 公園の運営に関する利用者の「満足」の回答比率

#### ア 達成すべき質

- ・利用者の「非常に満足」の回答比率：年間 43.0%以上、  
第1 四半期 47.3%以上、第2 四半期 40.6%以上、  
第3 四半期 47.5%以上、第4 四半期 36.4%以上

#### イ 結果

- ・達成状況は、表3のとおりであり、達成すべき質は確保されている。
- ・平成 25 年度は、第 4 四半期は目標を下回っていたが、年間の達成すべき質は概ね確保されていた。
- ・平成 26 年度は、第 3 四半期までの期間で達成すべき質は確保されており、今後も第 4 四半期及び年間を通じての達成すべき質の確保が期待される。

表3 「公園の運営」に関わる満足度の回答比率

達成すべき質	平成 25 年度 ※1)		平成 26 年度 ※2)	
	回答比率	達成率	回答比率	達成率
年間：43.0%以上	47.9%	111%	57.5%	134%※3)
第1 四半期：47.3%以上	50.5%	107%	55.6%	118%
第2 四半期：40.6%以上	46.5%	115%	47.3%	117%
第3 四半期：47.5%以上	61.5%	129%	69.9%	147%
第4 四半期：36.4%以上	32.2%	88%	—	—

※1) 平成 25 年度は、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の期間

※2) 平成 26 年度は、平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の期間

※3) 第 3 四半期までの達成率

#### 【備考】

- 1) アンケート調査は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所が対面式で実施
- 2) アンケート調査は、年間 4 回(実施月の平日、休日各 1 日)
- 3) アンケート有効回答数は、平成 25 年度 2,139 件、平成 26 年度 1,626 件

## 3) 地域特性を生かした植物管理

#### ア 達成すべき質

- ・季節を彩る花の演出に関する公園利用者の「非常に満足」の回答比率  
：年間を通して 38.3%以上、

第1四半期 49.4%以上、第2四半期 32.0%以上、  
第3四半期 43.5%以上、第4四半期 27.6%以上

## イ 結果

- ・達成状況は、表4のとおりであり、達成すべき質は概ね確保されている。
- ・平成26年度は、第3四半期までの全ての期間で達成すべき質は確保されており、今後も第4四半期及び年間を通じての達成すべき質の確保が期待される。

表4 季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率

達成すべき質	平成25年度 ※1)		平成26年度 ※2)	
	回答比率	達成率	回答比率	達成率
年間：38.3%以上	44.5%	116%	55.3%	144%※3)
第1四半期：49.4%以上	53.5%	108%	67.5%	137%
第2四半期：32.0%以上	42.5%	133%	44.4%	139%
第3四半期：43.5%以上	45.8%	105%	53.4%	123%
第4四半期：27.6%以上	34.8%	126%	—	—

※1) 平成25年度は、平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間

※2) 平成26年度は、平成26年4月1日～平成26年12月31日の期間

※3) 第3四半期までの達成率

### 【備考】

- 1) アンケート調査は、四国地方整備局香川河川国道事務所が対面式で実施
- 2) アンケート調査は、年間4回実施(実施月の平日、休日各1日)
- 3) アンケート有効回答数は、平成25年度1,844件、平成26年度1,374件

## 4) 多様な利用プログラムの提供

### ア 達成すべき質

- ・利用プログラムの年間開催回数：610回以上、  
延べ参加人数：17,263人以上

## イ 結果

- ・達成状況は、表5のとおりであり、達成すべき質は概ね確保されている。
- ・平成26年度は、12月末時点で634回、17,022人であり、今後も大型イベントと連携した利用プログラムの開催を予定しており、第4四半期及び年間を通じての達成すべき質の確保が期待される。

表5 多様な利用プログラム開催回数と延べ参加人数

達成すべき質	平成25年度 ※1)		平成26年度 ※2)	
	実績値	達成率	実績値	達成率 ※3)
年間開催回数：610回以上	764回	125%	634回	104%
延べ参加人数：17,263人以上	20,328人	118%	17,022人	99%

※1) 平成25年度は、平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間

※2) 平成26年度は、平成26年4月1日～平成26年12月31日の期間

※3) 第3四半期までの達成率

## 5) 情報受発信

### ①マスコミによる報道件数

#### ア 達成すべき質

- ・マスコミの報道件数：年間341件以上

## イ 結果

- ・達成状況は、表6のとおりであり、達成すべき質は確保されている。

表6 マスコミによる報道件数

達成すべき質	平成25年度 ※1)		平成26年度 ※2)	
	件数	達成率	件数	達成率 ※3)
年間 341 件以上	418 件	123%	345 件	101%

※1) 平成25年度は、平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間

※2) 平成26年度は、平成26年4月1日～平成26年12月31日の期間

※3) 第3四半期までの達成率

## ②ホームページの総アクセス件数

### ア 達成すべき質

- ・ホームページの総アクセス件数：年間 441,140 件以上

## イ 結果

- ・達成状況は、表7のとおりであり、達成すべき質は確保されている。

ア)

表7 ホームページアクセス件数

達成すべき質	平成25年度 ※1)		平成26年度 ※2)	
	件数	達成率	件数	達成率 ※3)
年間 441,140 件以上	668,964 件	152%	593,477 件	135%

※1) 平成25年度は、平成25年4月1日～平成26年3月31日の期間

※2) 平成26年度は、平成26年4月1日～平成26年12月31日の期間

※3) 第3四半期までの達成率

## (2) 個別業務の質

### ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保することとしている。

#### ①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

##### 1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うことその他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

##### 2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。

#### ②施設・設備維持管理業務

##### 1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

##### 2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

#### ③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

#### ④収益施設等管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

## イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、実施要項等に定められたモニタリング方法（管理月報等の確認）によって、運営維持管理業者からの提案事業を含めて、調査職員が書面及び現地立ち会いにより実施している。平成 26 年 12 月末時点で、受託事業者から調査職員に対して適切に管理月報等が提出されており、調査職員により個別業務の質が確保されていることを確認した。

# 履行確認実施状況(抜粋)

■月別履行確認書				確認方法			該当し	問題なし	次回確認	改善	
仕様	意	条	項目	仕様書内容	確認項目	確認頻度	発注者確認	確認欄	確認方法	確認の詳細や所見	
				-現地確認・日報・実施状況等の記録・書類			■	□	△	×	
本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	第1編 マネジメント業務	第1条	適用	本個別仕様書は、H25-27 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用するものとする。							
	第1章 総則	第2条	基本事項	1. 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務は、総括責任者の責任のもと実施するものとする。 2. 事業者は、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査員等と協議するものとする。							
	第2章 業務の計画立案及びマネジメント業務	第3条	管理水準	本公園の多岐にわたる業務について、総合的な調整のもと相互の連携を保ちつつ適切な進捗管理を行い、本公園の魅力を高め、公園利用者数の増加及び本公園全体に対する公園利用者の評価の向上に努めるものとする。							
		第4条	業務計画の立案	本公園の業務全般について、公園利用者に対するサービスの向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標を定めるとともに、業務計画の立案を行うものとする。	業務計画書の確認	実施開始前(1/17)		■	業務計画書	・実施状況等の記録	
		第5条	マネジメント業務	1. 別紙4「国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針」を踏まえた統一の方針のもと、公園利用者に対する本公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。 2. 収益施設等管理運営業務が、他の運営維持管理業務と連携し、質の高いサービスの提供が行えるように調整を行うものとする。 3. 毎日、公園利用者数を計測し、調査員等に報告するものとする。	各業務における総合的な連携調整、実施の方法の決定、進捗管理 収益施設の管理業務との連携による、質の高いサービスの提供への調整	1回/月(2/20) 1回/月(2/28)		□	センター内打合せ資料 連絡調整会議 実施計画書 状況確認	・実施状況等の記録 センター内会議 2/18開催 連絡調整会議 2/3開催(第9回) 2/20開催(第10回) ・実施状況等の記録 ビジターセンターにおいてクリスマスローズ鉢販売実施	
		第6条	地域連携等による利用促進の企画立案及び実施	1. 事業者は、教育委員会、学校、社会福祉施設等に本公園の利用方法の説明又は利用プランの提案を行うなど、団体利用の促進に努めるものとする。 2. 事業者は、四国地方の旅行代理店に本公園の広域旅行、周辺の観光施設と連携したツアーの開発を行うなど、広域からの誘客に努めるものとする。 3. 事業者は、周辺地域の情報発信を目的とした地元及び四国ゆかりの特産品の販売会の企画・開催や地域イベントの協賛等、周辺地域と連携した本公園の利用促進に努めるものとする。 4. 事業者は、園外で開催されるイベントに参加するなど、本公園の知名度の向上に努めるものとする。 5. 事業者は、別紙4「国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針」に基づき本公園にふさわしいイベントを企画立案し、運営するほか、持込みイベントの誘客等による利用促進に努めるものとする。	実施状況の確認	1回/月(2/10)		□	地域連携による利用促進等の履行記録簿	・実施状況等の記録	1/14 琴平町観光協会 ツアーバスの運行について
		第7条	入園料等の徴収及び納入	1. 事業者は、北口料金徴収所、西口料金徴収所その他調査員等の指定する場所において、所定の入園料を徴収し、又は入園券を販売するものとする。また、開園前日、つり銭及び両替金を準備し、必要に応じて補充するものとする。 2. 事業者は、別紙1「年間パスポート券の運用」に基づき、調査員等の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収するものとする。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講ずるものとする。なお、公園利用者に対して、入園券を購入した日に年間パスポートの販売を行う場合は、調査員等の指定する場所にて差額販売を行うものとする。 3. 事業者は、年間パスポート購入者の登録情報を別紙5「共通仕様書」第41条から第52条までの規定に基づき、適切に管理するものとする。 4. 年間パスポート購入者が年間パスポートを不携帯の場合は、事業者は、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、別紙5「共通仕様書」第41条から第52条までの規定に基づき、適切に管理するものとする。 5. 事業者は、シルバー券の利用者に対しては、年齢を確認した上で入園させるものとする。 6. 事業者は、オートキャンプ場の利用者に対して、通行許可証を発行し、オートキャンプ場管理センターにおいて、入園料とその他の料金と同時に徴収したのち、入園料を回収するものとする。 7. 事業者は、手売り入園券を作成する場合は、調査員等の指示により作成し、調査員等の確認を得た上で、販売するまで当該入園券を保管するものとする。 8. 事業者は、毎月15日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済み総額を添えて「国庫券所」に書面により報告し、同様に徴収済みの入園料を徴収する納入告知書と併せて納入しなければならない。 9. 事業者は、国庫に納入する入園料を入園料専用の口座へ入金して管理しなければならない。他の目的で開設する口座を併用してはならない。毎日、公園利用者数、売上げたサービス入園料を集計し、他の管理区分と分けて帳簿等に記入し、管理するものとする。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。 10. 事業者は、入園料を駐車場利用料金等その他の料金と同時に徴収する場合、入園料を駐車場利用料金等その他の料金から分けて保管するものとする。 11. 事業者は、身障者・教育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方と付き添いの方1名は無料入園とするため、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとるものとする。	入園券及び年間パスポートの作成、販売及び入園料の徴収の確認	月1回(3/12)		□	バスポート券券記録簿	・書類	7月 大人8名+子供2名+シルバー-3名=13名 8月 大人2名+シルバー-2名=4名 9月 大人13名+子供2名+シルバー-1名=17名 10月 大人5名+子供2名+シルバー-6名=13名 11月 大人4名+シルバー-4名=8名 12月 大人6名+子供2名+シルバー-1名=9名 1月 大人3名 2月 大人6名+シルバー-7名=13名
		第8条	その他園内に納入する収入	事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときは、その内容を証する書類を添えて調査員等に提出し、同様に納入するまでの管理責任は事業者にあるものとする。	入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときの内容を証する書類						
		第9条	保険の加入	事業者は、万一の事故に備えて、動産総合保険(園内における保管・輸送を対象)に加入するものとする。	書類にて確認	年1回(5/19)		■	契約書類等	・書類	3/28契約 H25.4.1.16時~H26.4.116時まで
		第10条	公園利用者会議の開催	1. 当該年度の運営維持管理結果を次年度の運営維持管理計画に反映させることを目的とした会議を開催する。 2. 開催時期および会議の構成員は、事前に調査員等と協議し、調整するものとする。	会議の開催	年1回(3/12)		■		・書類	実施検討中
本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	第2編 企画立案	第1章 行健事業の企画立案	第11条	事業者は、公園利用の増加に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行健事業(イベント・行事から構成される行健事業)について、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を駆使して行うものとする。 行健事業は、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として定期的に提供されるサービスと、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供する定期的および不定期のサービスである。 また、上記行健事業のほか、四国地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行健事業については自主事業として取り扱う。(別紙6「H25-27 国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営規定」参照。) なお、第三者が物品の販売等または展示会等により本公園の全部又は一部を独占して利用する場合等の行為については、都府県知事から、若しくは都府県知事(国営地方整備局長の許可が必要であるため)、事業者は、本仕様書第17条に示す手続きフローに従い、適切に対応するものとする。							
		第12条	管理水準	事業者は、本公園の施設設置の運及及び利用の促進に寄与することを目的に、行健事業を適切に実施するものとする。(別紙20「行健事業」について参照。)							
		第13条	年間行事計画書の作成	事業者は、共通仕様書第15条に示された年間行事計画書を作成するものとする。また作成の際は、調査員等と協議するものとする。	年間行事計画書における協議	年1回(1/17)		■	業務計画書	・実施状況等の記録	
		第14条	行健事業の企画立案	事業者は、行健事業を円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査員等と協議するものとする。	行事・利用プログラムを実施前の協議書	1回/月(3/12)		□	実施計画書	・実施状況等の記録	9/27 里山教室 里山ファミリー合宿の実施について 9/27 かがわ・山なみ芸術祭 作品制作・作業の実施方法について 10/28 香川県美術館コンクール入賞作品展覧の実施について 12/17 早稲フェスタの実施方法について 2/3 春らんまんフェスタのイベントについて(運営会議等)
		第15条	行健事業の開催・運営	事業者は、行健事業の目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう入念な事前準備を行った上で、公園利用者に対するサービスや公園利用者の満足度向上に寄与する行健事業の開催・運営を行うものとする。また、行健事業の開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。 1) 官公署への連絡・届出 必要に応じ、警察、消防等行政機関との協議のほか、許認可の必要な事項について手続きが完了しないよう注意するものとする。 2) 事故防止対策 共通仕様書第4章各条に掲げる公園内の安全管理に留意するほか、特に参加者の誘導管理、救護、緊急連絡等、事故防止対策には注意するものとする。 参加者の誘導管理、救護及び緊急連絡等、事故防止対策には特に注意するものとする。 また、大型の行健事業の開催時には、必要に応じ、物的措置及び専門の整備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。 なお、催物等が発生した場合は、適切に対処し、調査員等に報告するものとする。 3) 災害発生時の対応 台風、豪雨、雷等による災害発生時は、行健事業の可否を判断するとともに、速やかに必要な人員を確保し、公園利用者や安全な場所に誘導する等、適切な措置を講ずるものとする。 4) 保険の付保及び事故の処理 事業者は、行健事業の参加者の不慮の事故に備え、自らのリスクに対して、適切な範囲で損害保険等に加入するものとする。 5) 地域連携の継続 地域と連携して行健事業を継続して行うものとする。 6) 希少な生き物が息するエリアの利用に対する配慮 事業者は、自然生態園(新築開園予定エリアを含む)等、希少な生き物が息・生育するエリアを利用する際は、その生態系に十分配慮するものとする。	官公署への連絡・届出 事故防止対策・実施 災害発生時対策 傷病者対応・報告	実施前時(12/11) 実施前(2/10) 実施時( / ) 月1回(先発時(2/6))		□	ウィンターファンタジー花火の申請 小修繕作業計画書	・書類 ・実施状況等の記録、日報等	12月 ウィンターファンタジー花火予定 案内所での記録確認 12月は対応なし

## (3) 業務に係る法令違反行為等の有無

本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。

### 3. 実施経費の状況

#### (1) 公共サービスの実施に要した経費

	平成 25 年度～平成 27 年度	(参考)平成 24 年度実績
契約額(税抜き)	平成 25 年度： 349,600,000 円 <sup>1)</sup> 平成 26 年度： 349,600,000 円 平成 27 年度： 349,600,000 円 3 箇年度合計：1,048,800,000 円	373,500,000 円
削減効果	▲23,900,000 円 (▲6.4%) <sup>2)</sup>	
供用面積	350.0ha	198.0ha
備考	平成 25 年 4 月自然活用ゾーン (152.0ha) 追加供用	

注)管理面積等の前提条件が異なるため、単純比較は出来ない

1) 平成 25 年度における委託費の支払額は、平成 25 年度分に係る契約額と同額である

2) 平成 25 年度の削減額及び削減割合(対平成 24 年度)

### 4. 受託事業者からの提案による実施事項

受託事業者からは、企画提案時及び業務履行中に、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される事業連絡会議(調査職員と受託事業者等との定例の意見交換の場)等で調整を行い、利用者サービスの向上に努めている。

#### <主な実施状況>

##### ・冬季イベント「ウィンターファンタジー」(H25.11～H26.1)

ウィンターファンタジー期間中の夜間のイルミネーションにおいて、時代にあったテーマ設定、本公園の地形をいかしたデザイン、地元高校生とのコラボレーションイルミネーションを受託事業者の提案により実施した。マスコミ向けの内覧会や、きめ細かい情報発信がマスコミ報道件数の増加につながったこともあり、若者層の公園利用の促進、県外利用の拡大、地域周遊観光の活性化など、冬季の夜間を活用した新たな試みが四国を代表する冬のイベントとして成長し、さらに開催期間を平成 26 年 1 月 5 日(日)まで延長したことで、公園利用者数の増加につながった。

##### ・「かがわ山なみ芸術祭」の誘致(H25.10～12)

公園周辺 2 市 2 町で開催された「かがわ山なみ芸術祭」を受託事業者の働きかけにより本公園への誘致に成功した。93 人の県内外アーティストの作品の内、15 作品が公園内に設置され、アートに親しめる公園としての魅力を発信することができた。また、本イベントは平成 26 年度からは市民参加のアートイベントとして引き継がれており、芸術に親しむなど新たな利用者層の獲得が図られたことにより公園利用者数の増加につながった。

##### ・大規模花修景の充実

花巡りの丘において、花畑の構成や散策路の整理、写真スポットの案内等による花畑の充実を受託事業者の提案により実施したところ、ホームページや SNS を活用した花の見頃時期の案内も実施され、利用者サービスの向上や公園利用者の増加につながった。

##### ・アウトドアイベントの導入

従来は灌漑用水池のため直接利用を規制していた飛竜池において、受託事業者の提案により「カヤック・ラフトボート体験会」を実施したところ、飛竜池の活用とボート体験による新たな利用者層を獲得し、利用者サービスの向上や公園利用者数の増加につながった。

##### ・市民参加による「さぬきの森づくり」の推進

新規開園エリアにおける森づくり活動が、受託事業者のコーディネートにより順調に進み、持続的



な活動に繋がった。ボランティアと合同により、市民とともに里山の恵みに感謝する収穫祭として「さぬきの森の日」を新規に開催することで、活動意欲を高め本公園におけるボランティア活動を推進させることに寄与した。あわせて、森に関する多様な体験プログラムを平成 25 年度は 122 回実施し、地域の里山についての理解が深まるとともに利用者間の交流も生まれ、利用者サービスの向上や公園利用者数の増加につながった。

#### ・利用サービスの向上

夏季における「日陰が少ない」という公園利用者の意見・要望に応え、日傘の貸出サービスを行うこととし、貸出す日傘には香川県の伝統工芸品である「高松和傘（絵日傘）」を使用した。また、雨の日の公園を楽しんでいただくため、雨に濡れると色が変わるお洒落な雨傘の貸出を受託事業者の提案により導入し、利用者満足度の向上につながった。

## 5. 総評

### （1）国営讃岐まんのう公園における運営維持管理業務の実施内容に関する評価

包括的な質については、天候不順等により達成すべき質が確保できなかった四半期もあったものの、受託事業者は実施要項に基づき業務改善計画書を提出し、適切に業務を実施して年間の達成すべき質を確保するなど、包括的な質は達成されている。

また、毎月開催する連絡会議の場で調査職員と調整しつつ各種改善を行うことにより、平成 26 年度においては、利用者満足度において前年度を上回るなど、受託事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等にも努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

特に、閑散期となる冬季のイベント「ウインターファンタジー」においては地元高校生とのコラボレーションによるイルミネーションの実施や「かがわ山なみ芸術祭」を誘致するなど新規イベントを積極的に導入し、新たなニーズの発掘に取り組み、当該行催事期間中の来園者の増加に寄与し、国営讃岐まんのう公園の魅力を一層高めた点などが評価できる。

広報においても、地元記者クラブへの積極的な投げ込みや内覧会の開催による事前の情報提供など広報戦略の改善により、集客効果を上げているとともに、周辺の自治体や公園等の団体と連携した「満濃池地域連携ネットワーク」により、観光・行催事の案内等を相互に協力し合って広報できるサイトを構築し、まんのう公園と周辺地域が一体となった観光資源等の確保や魅力の向上を図り、情報発信を行うことで利用促進に取り組んでいるところも評価できる。

### （2）次期業務の実施に当たっての方針

民間競争入札の実施により、2 者による競争が行われ、供用面積が 198ha から 350ha に増加したものの実施経費の削減（▲6.4%）ができた。また、達成すべき質も達成されており、業務に係る法令違反や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 27 条に基づく業務改善指示が必要とされる状況はなかった。これらを総合的に判断すると、本業務は民間競争入札によって良好な実施結果が得られたと認められ、さらに、実施状況について外部の有識者によるチェック体制を備えていることなどから、次期業務においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会）」に基づき、新プロセスへ移行した上で業務を実施することとしたい。

なお、次期業務の実施に当たっては、本業務の実施結果や、他公園における運営維持管理業務の実施状況等を踏まえ、手続の簡素化等を図るとともに、国営公園の管理の質の向上及び一層

の民間事業者の参入の促進等のため、下記の改善を図る予定である。

#### **1) 業務実施期間の改善**

①業務期間を現在の3箇年から4箇年に延長する。

②次々期受託事業者が、業務開始から多客期（4～5月のGW等）までの間に十分な経験を積めるよう、次期業務期間を1月末まで（次々期業務開始を2月から）とする。

#### **2) 業務の引き継ぎ事項の充実**

次々期受託事業者へ引き継ぎを行う際に、必要な情報を円滑かつ適正に引き継げるよう、引き継ぎ事項をさらに明確化する。

#### **3) 業務評価の導入**

包括的な質の達成及び業務の確実な履行を促す観点から、次期事業から業務評価を導入し、その結果を次々期業務の入札時における評価に反映させる。

#### **4) 企業及び配置予定者の業務実績に関する要件の緩和**

入札参加資格に関する事項について、業務実績は過去10年の同種又は類似業務の経験を有することとしているが、その期間を過去15年に緩和する。

《別紙：包括的な質の実施状況》

1. 公園利用者数の確保

(1) 本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数

【平成 25 年度】

年間：530,134 人

第 1 四半期：146,035 人

第 2 四半期：118,660 人

第 3 四半期：188,647 人

第 4 四半期：76,792 人

【平成 26 年度（12 月末時点）】

第 1～第 3 四半期：428,052 人

第 1 四半期：126,071 人

第 2 四半期：132,176 人

第 3 四半期：169,805 人

表 1 四半期別の公園利用者数

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
達成すべき質	135,868	109,015	118,309	47,942	411,134
H25	146,035	118,660	188,647	76,792	530,134
H26	126,071	132,176	169,805	—	428,052

表 2 月別の公園利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
達成すべき質	49,378	72,057	14,433	13,603	64,391	31,021	55,715	22,082	40,512	16,418	8,663	22,861	411,134
H25	58,735	68,904	18,396	13,130	76,482	29,048	47,262	38,890	102,495	44,963	9,077	22,752	530,134
H26	45,817	63,994	16,260	13,694	80,984	37,498	43,610	42,362	83,833	—	—	—	428,052



図 1 四半期別の公園利用者数

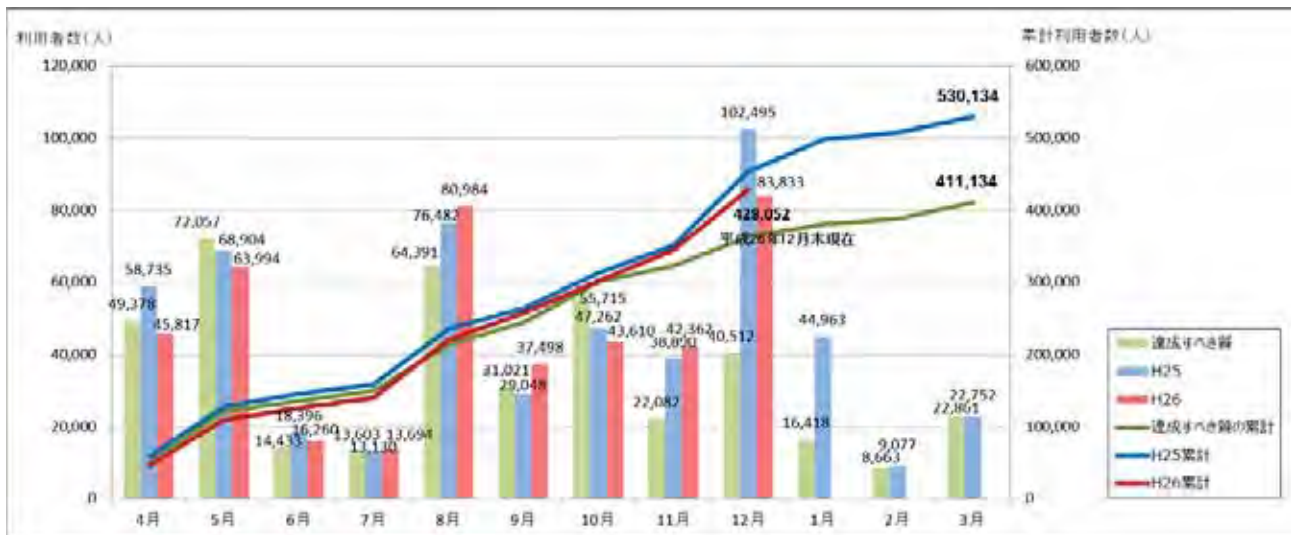


図2 月別の公園利用者数

(2) 年間及び四半期ごとの香川県外からの来園数

【平成25年度】

年間：49,152 台

第1四半期：15,899 台

第2四半期：6,825 台

第3四半期：19,287 台

第4四半期：7,141 台

【平成26年度（12月末時点）】

第1～第3四半期：39,693 台

第1四半期：14,050 台

第2四半期：8,181 台

第3四半期：17,462 台

表3 四半期別の香川県外からの来園数比較

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
達成すべき質	12,715	5,636	8,149	4,959	31,459
H25	15,899	6,825	19,287	7,141	49,152
H26	14,050	8,181	17,462	—	39,693

表4 月別の香川県外からの来園数比較

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
達成すべき質	4,747	6,260	1,708	1,253	2,276	2,107	2,985	1,567	3,597	1,748	941	2,270	31,459
H25	6,745	7,218	1,936	877	2,979	2,969	3,959	3,639	11,689	4,387	894	1,860	49,152
H26	5,333	6,808	1,909	1,046	3,207	3,928	3,525	4,030	9,907	—	—	—	39,693

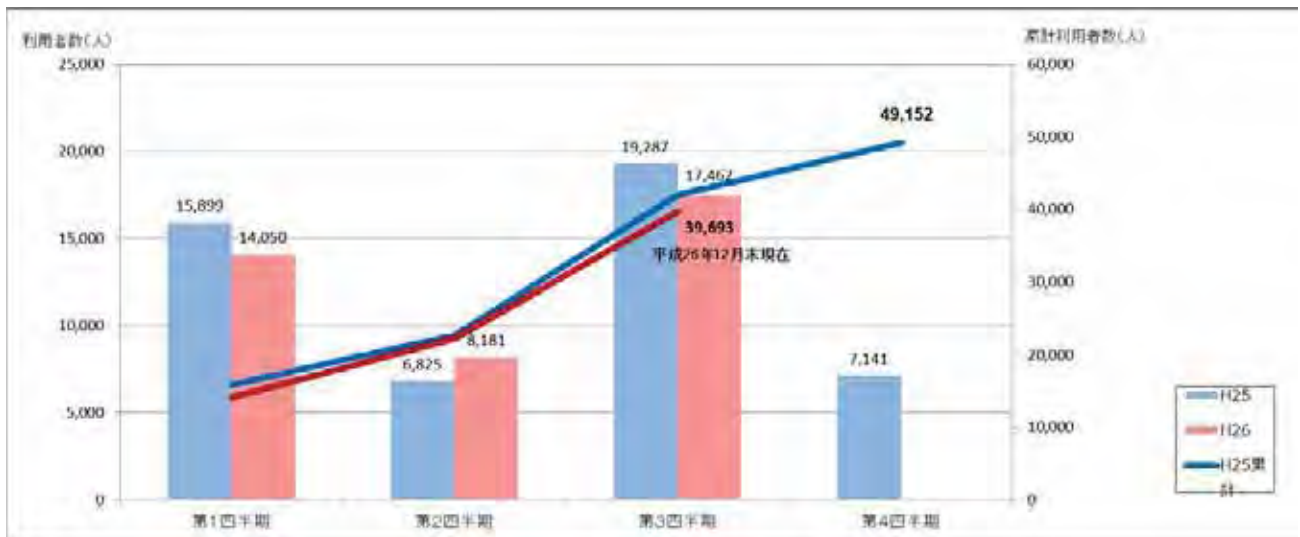


図3 四半期別の香川県外からの来園数

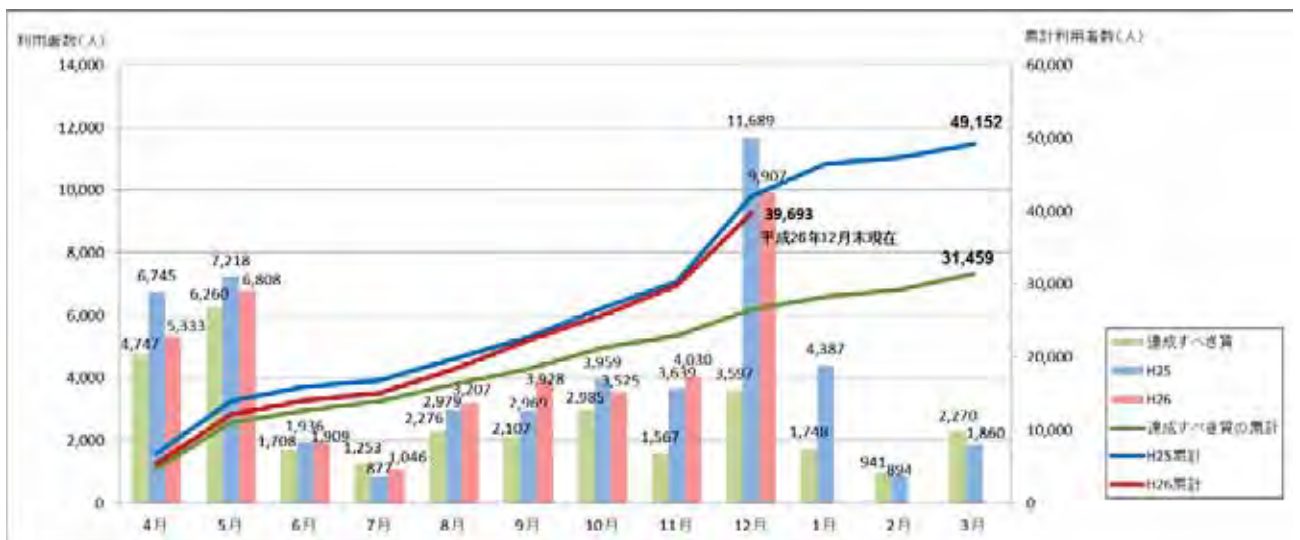


図4 月別の香川県外からの来園数

## 2. 利用者満足度の確保

### 公園の運営に関する利用者の「非常に満足」の回答比率

【平成 25 年度】

年間：47.9 %

第 1 四半期：50.5 %

第 2 四半期：46.5 %

第 3 四半期：61.5 %

第 4 四半期：32.2 %

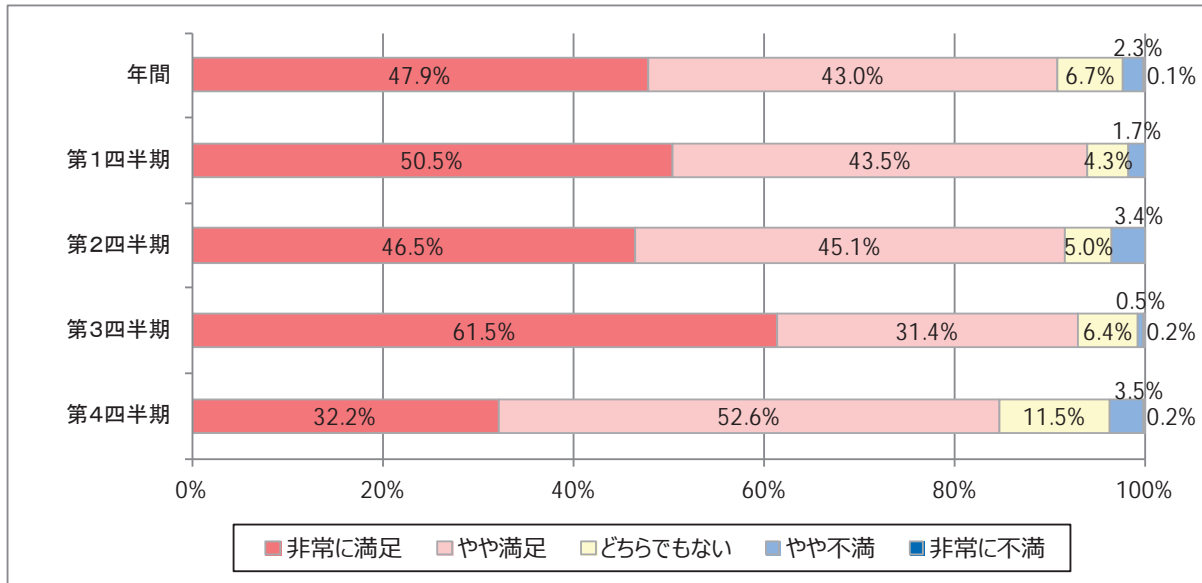


図 5 - 1 平成 25 年度「公園の運営」に関わる満足度

【平成 26 年度（12 月末時点）】

第 1 ～ 第 3 四半期：57.5 %

第 1 四半期：55.6 %

第 2 四半期：47.3 %

第 3 四半期：69.9 %

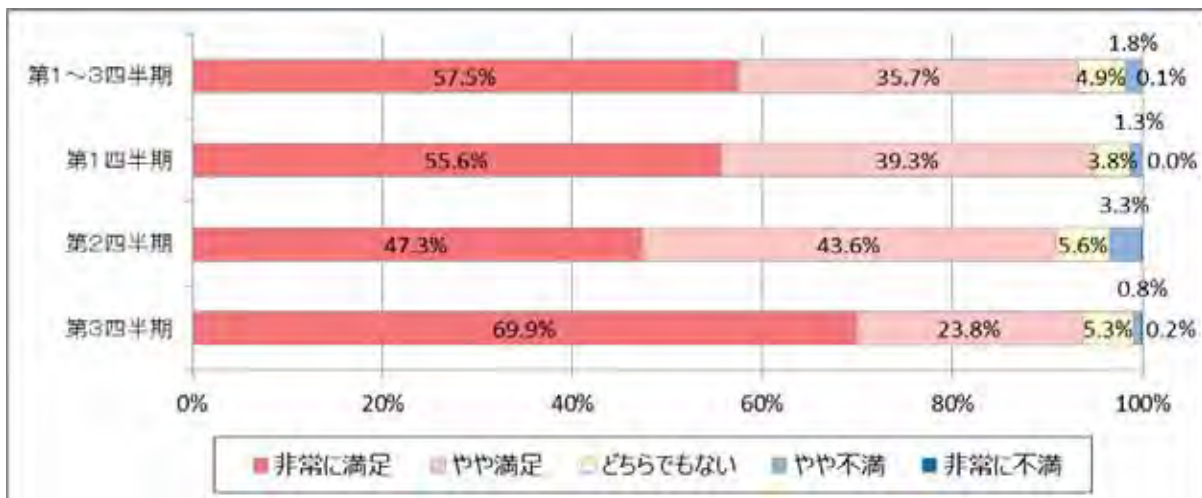


図 5 - 2 平成 26 年度「公園の運営」に関わる満足度